

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び範囲

財務部の所管に属する平成21年4月1日から平成21年9月30日まで
に執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
(財政課、税務課、収納課)

2 監査実施の期間

平成21年11月11日から平成21年12月28日まで

3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を
求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、職
員から説明を聴取した。

4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正と認められたが、次の事項に留意されるとと
もに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。なお、
改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

(1) 徴収事務について

市民税等の滞納者に対する訪問徴収事務は、徴税吏員が各自のパソコン
から納付書・領収書を発行し、現金で徴収したときは領収書を納税者に交
付し、徴収できなかったときは納付書・領収書を徴税吏員が個人で保管し
ている。

納付書・領収書の発行にあたっては、連番管理等がなされておらず、ま
た内部牽制も機能していない状況にある。不正防止の観点から、納付書・

領収書の発行および保管方法等の管理体制の整備を検討されたい。

(2) 基金の運用について

現金の保管は、地方自治法第235条の4第1項において、「歳入歳出に属する現金は、最も確実かつ有効な方法によりこれを保管しなければならない。」とされている。すなわち、支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用により利益を図ることが求められている。支払準備金を合理的に見積り、それを超える部分については定期預金による適切かつ効率的な運用に努められたい。

以上